

【概要版】

教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について【令和元年度】

川崎市教育委員会では、教員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、平成 29 年度に本市教職員を対象に、勤務実態調査を実施しました。調査の結果では、多くの教員が「授業にやりがいを持ち、もっと授業準備に時間をかけたい」という意識を持つ一方で、教職員の長時間勤務の実態が明らかとなりました。そのような状況を踏まえ、川崎市教育委員会では、**平成 31 年 2 月に「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」**（以下「方針」という。）**を策定**し、方針に基づく取組を推進してまいりましたので、令和元年度の取組について報告します。

1 当面の目標に対する状況

- ◆ 勤務実態調査の結果から、**多くの教職員が、「過労死ライン」とされる正規の勤務時間を超える在校時間**（以下「時間外在校等時間」という。）が**1 か月当たり 80 時間を超える状況**にあることが明らかとなったことから、**方針では、まず、「過労死ライン」を超える時間外在校等時間をなくすことを目指し、当面の目標として「正規の勤務時間を超える在校時間が 1 か月当たり 80 時間を超える教職員をゼロにする」**ことを目標に掲げました。

【1 か月当たりの時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員の割合】

表 1 校種別に見た割合（年間平均）

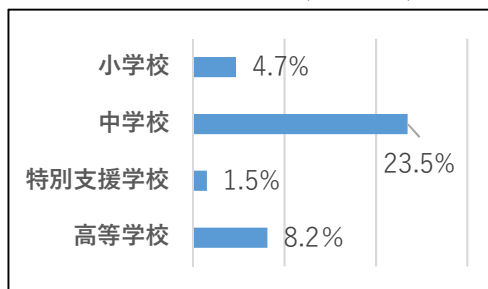


表 2 月ごとの教職員の割合の推移（校種別）

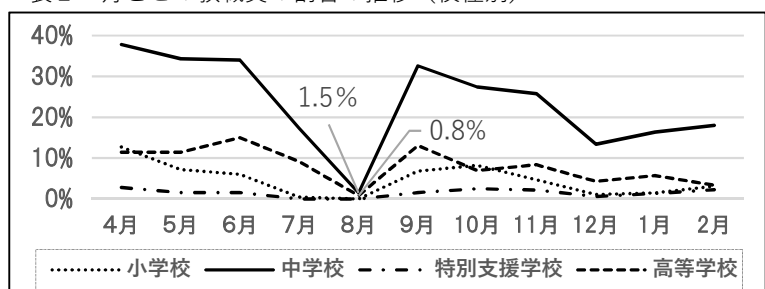


表 3 年代別に見た割合（年間平均）

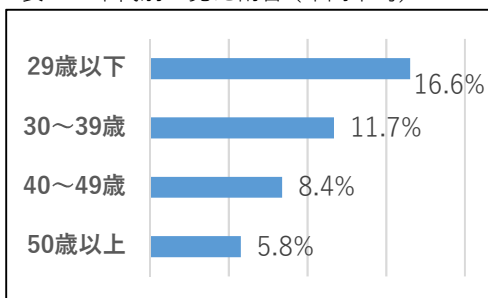


表 4 月ごとの教職員の割合の推移（年代別）

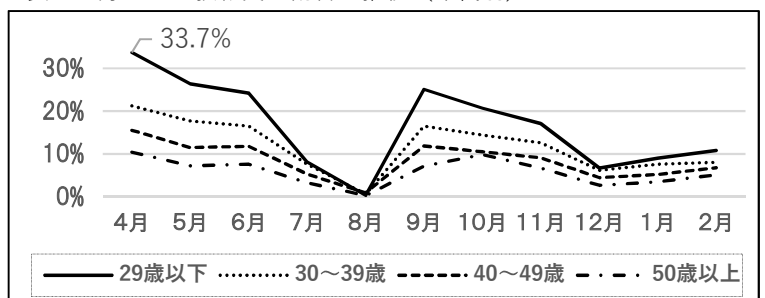


表 5 職名別に見た割合（年間平均）

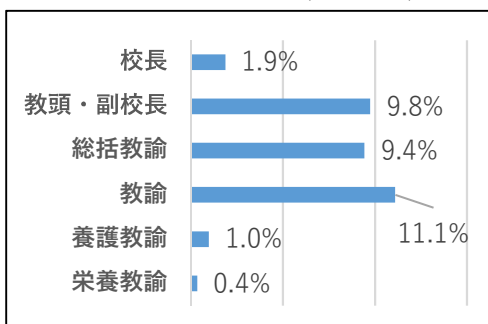
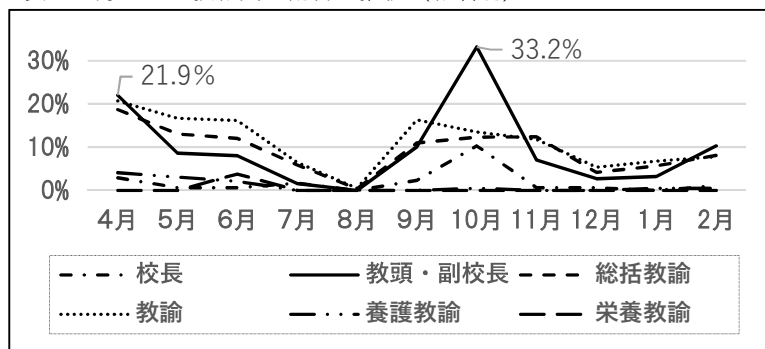


表 6 月ごとの教職員の割合の推移（職名別）

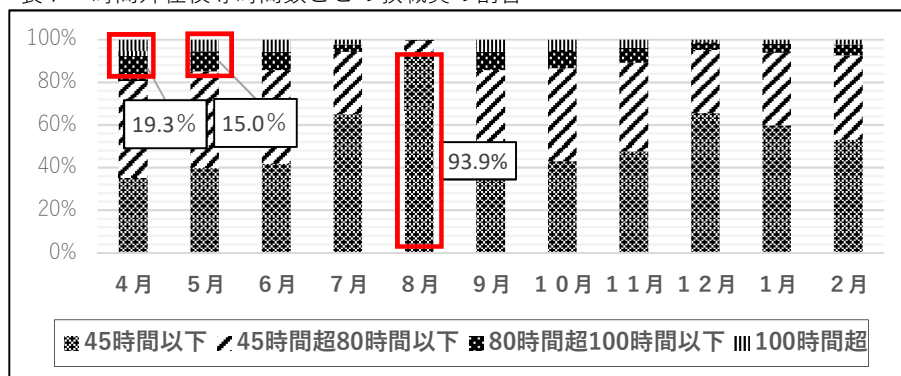


- ◆ 1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超える教職員の状況は、中学校が23.5%と最も高く、どの校種とも年度初め及び夏休み明けが多くなる傾向があります。中学校及び高等学校においては、長期休業期間を含む8月においても、それぞれ1.5%、0.8%で、時間外在校等時間が80時間を超える教職員がゼロになることはありませんでした。(表1、2)
- ◆ 年代別では、29歳以下の経験の浅い教諭が16.6%と、最も高くなっており、業務量が増加する年度初めの4月は、33.7%となっています。(表3、4)
- ◆ 職名別では、「教頭・副校長」、「総括教諭」、「教諭」の数値が高く、「教頭・副校長」は、4月の21.9%、10月の33.2%が特に高く、「総括教諭」、「教諭」については、4～6月、9～11月が高くなっています。(表6)

【時間外在校等時間数ごとの教職員の割合】

- ◆ 80時間超の教職員の割合が最も高い月は4月の19.3%、次いで5月の15.0%となりました。一方で、8月は、93.9%の教職員が45時間以下となりました。

表7 時間外在校等時間数ごとの教職員の割合



＜参考：平成29年度 勤務実態調査（タイムスタディ調査※¹）の結果＞

1週当たりの学内総勤務時間が60時間以上（時間外在校等時間が月80時間相当）の教職員の割合

- ・小学校教頭：58.3%（令和元年10月※²：35.1%）
- ・小学校総括教諭及び教諭：26.4%（令和元年10月：総括教諭8.0%、教諭7.4%）
- ・中学校教頭：42.9%（令和元年10月：30.2%）
- ・中学校総括教諭及び教諭：58.9%（令和元年10月：総括教諭21.6%、教諭30.7%）

※1 小学校16校、中学校8校、特別支援学校1校を対象として、平成29年10月17日～11月22日までのうち通常業務を行っている連続する7日間で調査を実施

※2 ICカードにより計測された令和元年10月の、小学校又は中学校全校の集計結果

2 現状の考察

- ◆ 長時間勤務に及ぶ教職員の割合を見てみると、校種別では中学校、年代別では29歳以下、職名別では教頭・副校長、総括教諭及び教諭が高く表れており、平成29年に実施した勤務実態調査でのタイムスタディ調査は、一部抽出ではありましたが、結果として、ほぼ同じ傾向であることが改めて確認できました。
- ◆ 中学校については、部活の朝練のために早く出勤する場合があることや、部活指導後に授業準備等にとりかかる教員も多く、退勤時間が遅くなる要因となっています。また、休日の練習試合や長期休業中の遠征に伴う出張、進路指導時期の調査書の作成なども長時間勤務の背景となっています。

- ◆ 29 歳以下の教職員の時間外在校等時間が多くなっているのは、正規の勤務時間内にできることが限られる中で、経験の浅い教職員は、授業準備や校務分掌に伴う業務に更に時間を要する場合があるほか、若手の教職員には、徴収金の未納保護者への対応などが、時間的負担のみならず、精神的負担も大きくなっています。
- ◆ 総括教諭及び教諭は、正規の勤務時間の大半は、主に担任又は教科担任として授業等の業務を行っており、児童・生徒が下校した後に、学年会議や打合せ、更にその後に個人で行える業務を行うという中で、在校等時間が長時間に及んでいるという状況があります。

3 「当面の目標」と今後の取組について

- ◆ 方針の策定時においては、勤務実態調査の結果を踏まえ、当面の目標を掲げてきました。
- ◆ 国において、令和元年12月11日に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されたことに基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）が策定され、「1か月の時間外在校等時間は原則45時間以内」「1年間の時間外在校等時間は原則360時間以内」等の教育職員の在校等時間の上限時間、教育委員会が講ずべき措置等が定められました。
- ◆ これらの趣旨を踏まえ、従来の目標達成を目指すとともに、新たな目標を掲げることとします。

正規の勤務時間を超える在校等時間が1か月当たり80時間を超える教職員をゼロにする
とともに、45時間を超える教職員を減少させていく

- ◆ 指針の中で、「在校等時間」については客観的な方法により計測することが求められており、本市においては、平成31年4月から、ICカードを活用した出退勤管理を行っています。今後も、勤務時間の客観的な把握とシステムによる集計を実施し、勤務の実態を適正に把握・検証していきます。
- ◆ 目標を達成していくためには、学校業務における業務改善や支援体制の整備、人員体制の確保などにより教職員の負担を軽減することと併せて、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革など様々な施策が必要であると考えているため、総合的な取組を推進していきます。

4 令和元年度の取組について

- ◆ 学校における課題を踏まえ、できることから速やかに実行をするため、方針では3つの視点を柱として多くの教職員が有しているやりがいも大切にしながら、総合的に取組を進めています。

取組項目	令和元年度の取組	今後の予定
視点1 学校における業務改善・支援体制の整備		
1 各学校における業務改善の支援	・ <u>小学校4校を「業務改善推進校」に指定</u>し、各学校の実情に応じた業務改善の取組の実施 ・ 業務改善推進校の取組をまとめ、事例集を作成 ・ 「働き方・仕事の進め方改革だより」を発行し、業務改善の好事例等を紹介	・ 業務改善等に係る好事例や働き方・仕事の進め方改革の取組などの情報を提供するための情報を共有 ・ <u>外部の専門的知見を活用した業務改善を実施</u>し、学校における業務改善を支援
2 学校給食費の管理のあり方	・ 令和3年度から実施する公会計後における教育委員会事務局と各学校の事務分担、給食費徴収事務に関する事務処理フロー等を検討 ・ 「<u>川崎市学校給食費の管理に関する条例</u>」の制定（令和2年3月）	・ 公会計化の実施に向けた事務手続について保護者へ周知 ・ <u>令和3年度から実施</u>
3 就学援助事務のシステム化	・ <u>平成31年4月から本格稼働</u>した就学援助システムを活用し、効率的な事務を実施（システムを活用した申請書の送付、審査、支給、変更等の対応等） ・ <u>事務局が窓口となり、保護者への書類配布や不備書類等の対応を行う</u>ことで学校における業務負担を削減	・ <u>システムの効果的な活用</u>と就学援助事務の円滑な運営
4 地域住民等との更なる連携の推進	・ 学校運営協議会設置学校（コミュニティ・スクール）の拡充と地域の特色に合わせた教育活動の推進（<u>令和元年度実施校15校</u>） ・ コミュニティ・スクール・フォーラム(2月14日)の開催 ・ 学校と地域と家庭の連携・協働体制のモデルケースの共有	・ 中学校区学校運営協議会のモデルケースの拡充（<u>令和2年度新規予定実施校6校 計21校</u>）
5 校務の情報化の更なる推進	・ <u>新校務支援システムへの円滑な移行</u>を実施 ・ 新校務支援システムの概要等の周知及び操作研修の実施 ・ 連絡掲示板機能の活用と校内での情報共有方法の改善 ・ 一元管理されている情報から<u>出力される帳票類が拡充（進路関係帳票、卒業者名簿等）</u> ・ <u>帳票類の作成業務の改善</u>	・ <u>新校務支援システム稼働</u> ・ 業者による操作研修やヘルプデスクの開設による<u>学校へのサポート</u>を実施
6 研修体制の見直し	・ 新任教頭研修プログラムの一部を e-ラーニングに変更し、<u>集合研修の回数を削減</u> ・ 校内におけるOJT研修充実のため、ガイドブック（「教師力を高めるガイドブック」）を作成し、全学校へ配付	・ e-ラーニングによるプログラムの導入を引き続き検討 ・ 初任者研修及び初任者宿泊研修の見直し ・ <u>OJTの取組の好事例をまとめ、全学校に配付</u> ・ 必修研修以外の研修のあり方についての見直し

取組項目		令和元年度の取組	今後の予定
7	調査業務の見直し	・学校と事務局双方からアクセスできる共有ファイルサーバの運用方法の改善 ・学校ごとに教職員がデータや資料の共有ができるローカルフォルダを新設	・各種ＩＣＴ環境の効果的な活用方法の周知 ・学校へ依頼する調査等の調査内容の精査、調査手法や時期の見直し等の実施
	8 留守番電話の設置	・令和元年10月から小学校113校及び特別支援学校4校に留守番電話（自動音声メッセージ機能付電話）を設置	・市立中学校52校及びはるひ野小学校へ設置
視点2 チーム体制の構築と学校を支える人員体制の確保			
1	教職員配置の工夫	・国の加配定数の活用や各学校の実情に応じた教職員配置を実施（学級担任等の授業時間数の軽減等のために活用）	・教育課題を踏まえた加配定数の拡充や活用、学校の実情に応じた効果的な教職員配置の検討
2	学校事務職員の能力活用	・学校事務職員の知識や技能等の向上のため、相互に支援を行う、学校業務相互支援事業を実施 ・国の加配定数を活用して、相互支援組織の運営及び業務を総括する地区代表者を相互支援拠点校に配置	・学校事務職員が主体的に校務運営に参画し、力を発揮できるよう、執行体制を含めて職の在り方について検討
3	教職員事務支援員の配置拡充	・小・中学校28校に配置及び効果検証の実施	・今年度76校に配置し、令和3年度までに全小学校、令和5年度までに全中学校への配置を予定
4	部活動指導員の配置拡充	・中学校7校に配置し、効果検証を実施	・今年度、中学校26校に配置し、令和3年度までに全中学校への配置を予定
5	専門スタッフの効果的な配置の継続	・夏季希望研修やＣＥＴ研修において、教員を対象に、外国語指導助手等とのチーム・ティーチングの進め方についての研修を実施 ・理科支援員の資質・能力の向上のための研修会を実施 ・外国語指導助手及び学校司書の配置拡充	・効果的な外国語指導助手等とのチーム・ティーチングを進めるための研修を継続して実施 ・各学校における計画的なスクールカウンセラーの活用の推進
6	法律相談体制の拡充	・弁護士を非常勤職員として教育委員会事務局に配置 ・「教育現場と法的問題」など教職員等を対象とした研修を実施	・弁護士の任用の継続 ・効果的な配置の在り方の検討
視点3 働き方・仕事の進め方に関する意識改革の推進			
1	教職員一人ひとりの意識改革	・教職員を対象に「働き方改革研修 ～自校でやってみる働き方・仕事の進め方改革～」を実施 ・「働き方・仕事の進め方改革だより」を発行し教職員の時間外勤務の状況、事務局の働き方改革の取組、学校の業務改善事例等を各学校に紹介 ・外部の専門的知見を活用した職員参加型の業務改革・改善活動（総務企画局主催）に小杉小学校が参加し取組を推進 ・働き方改革の取組を保護者、地域に理解していただくため、市長メッセージを掲載した手紙を発出 ・「教育だよりかわさき」に記事を掲載し、保護者等に取組を周知	・各校の取組や勤務の状況を周知し、一人ひとりの意識改革を推進 ・教育だよりかわさき等の広報紙等も活用し、働き方改革の取組について、引き続き発信

取組項目	令和元年度の取組	今後の予定
2 出退勤時間の管理	・平成 31 年 4 月から <u>IC カード</u> による出退勤管理の運用を開始 ・教職員の健康管理や業務改善のフォローアップにつながるよう、毎月、各学校に教員一人ひとりの<u>集計データ</u>を校長あて送付	・<u>教職員の時間外在校等時間の上限等を教育委員会規則において規定</u>
3 学校閉庁日の実施	・<u>令和元年 8 月 13 日～15 日の 3 日間</u>小・中・特別支援学校で実施	・<u>高等学校及び冬季期間への拡大</u>を図り、令和 2 年度から夏季は 8 月 12 日～14 日の 3 日間、冬季は 12 月 28 日、1 月 4 日の 2 日間を学校閉庁日として実施
4 部活動指導に係る方針の徹底	・学校、保護者、関係団体等に対して<u>部活動指導に係る方針の概要、徹底の遵守を周知</u>し、方針に基づく活動を推進 ・方針に関する<u>フォローアップ調査</u>を実施（必要に応じてヒアリングを実施）	・<u>課題への対応</u>について、学校その他関係団体等とも共有を図りながら検討 ・引き続き保護者への周知を実施
5 ヘルスリテラシー向上の取組	・各学校の健康課題に応じたヘルスリテラシー向上の取組を実施 ・健康推進室相談員による<u>健康セミナーの実施</u> ・各研修においてセルフケアやラインケア等の普及啓発を実施 ・長時間勤務者の<u>産業医面談</u>や健康診断後の事後措置としての産業医・相談員による個別相談及びメンタルの希望相談等を実施	・健康課題に応じたヘルスリテラシー向上の取組を継続実施 ・個別相談、セミナー、各種研修等による心と身体のヘルスリテラシーの普及啓発を<u>継続して実施</u>